自治体情報システムの標準化におけるガバメントクラウドの利用について

2024年６月

デジタル庁

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和５年６月９日閣議決定）（抄）】

○ 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 （略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化 を、地方公共団体と対話を行いながら進める。

○ 基幹業務システムを利用する原則**全ての地方公共団体が、目標時期である令和７年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ（略）移行**できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら必要な支援を積極的に実施する。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

具体的には・・・

① **複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築**し、**地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択**することが可能となるような環境の整備を図る。

② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。

③ **ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用**しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。

④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。

⑤ 標準準拠システムは、**データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合**することにより、**当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑**に行える拡張性を有することとなる。

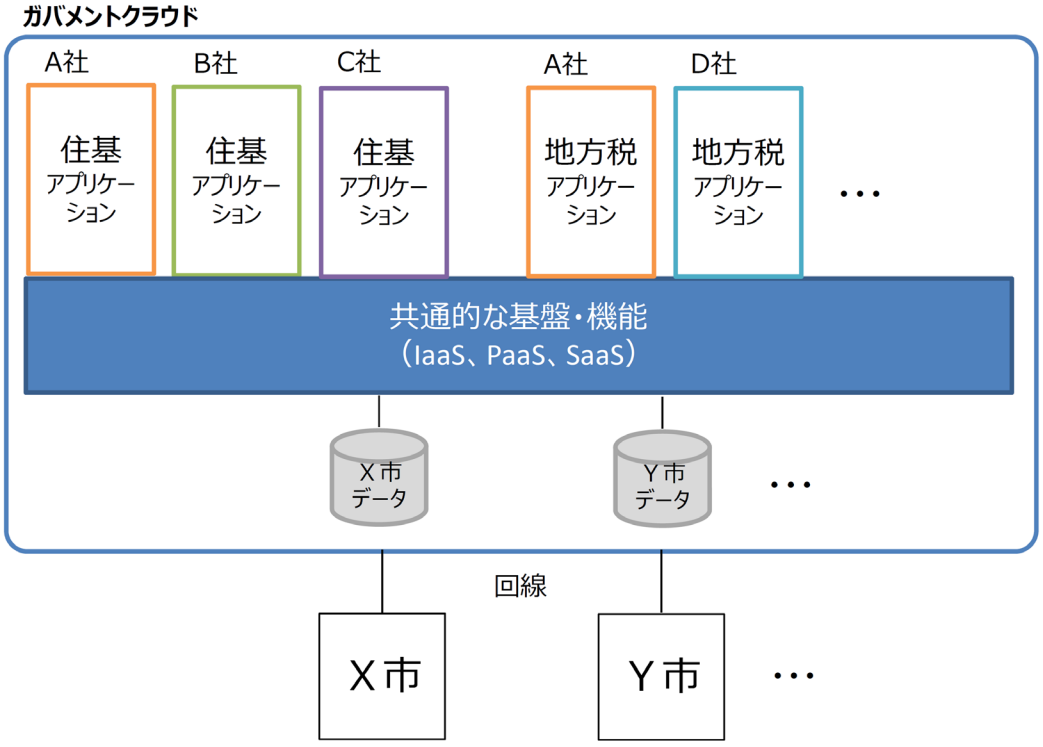

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める**。

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体における標準化の状況の把握や地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日等

- 令和３年９月１日
- 法律の施行後５年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

ガバメントクラウドについて

基本方針におけるガバメントクラウドの位置づけ

4.3.1　ガバメントクラウドの位置付け

○　地方公共団体が標準準拠システムにおいてガバメントクラウドを利用することは、標準化法第10条により、努力義務とされている。地方公共団体は、**標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討すべきである**が、ガバメントクラウドと比較して、ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境の方が、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、当該ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境を利用することを妨げない。

4.3.2　ガバメントクラウド上に構築することができるシステム

○　次に掲げる標準準拠システム等については、ガバメントクラウド上に構築することができる。

(1)　標準準拠システム

(2)　**関連システム**（標準準拠システムと業務データの連携等を行うシステムのほか、**標準準拠システムと同じくガバメントクラウドに構築することが効率的であると地方公共団体が判断するシステム**をいう。）

4.3.5.5　ガバメントクラウドの利用料

○　地方公共団体の基幹業務システム等が活用する**ガバメントクラウドの利用料**については、クラウド利用料は地方公共団体が現行システムで負担する運用経費に相当するものであること、標準準拠システムを効率的に構築・運用していくための競争環境を適切に確保していく必要があること、ガバメントクラウド上の各種サービスへの円滑な接続など他の環境にはない利点があることを踏まえ、**ガバメントクラウドの利用に応じて地方公共団体が負担する。利用料の負担方法**については、**利用料等の見通しや先行事業等での検証結果などを明らかに**した上で、デジタル庁、総務省、財務省、地方公共団体等が協議して検討を行い、**令和６年度（2024年度）予算編成と併せて具体化を進め、デジタル庁が別途定める**。

6.1.2.2 デジタル基盤改革支援補助金の事業実施方法等

○　デジタル基盤改革支援補助金は、各地方公共団体の標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、標準化対象事務の処理に係る情報システムに関して地方公共団体が行う、ガバメントクラウド上で構築された標準準拠システムへの移行に係る事業を対象とし、当該事業に必要な一時経費（導入経費）に係る財政支援を行う。

○　また、**ガバメントクラウドを活用した環境で構築された標準準拠システムへの移行に対して補助することが原則**であるが、**ガバメントクラウド以外の環境で構築された標準準拠システムへの移行に係る事業**については、**次の条件をいずれも満たすものを例外的に対象に含める方向で、検討**を行う。

(1)　ガバメントクラウドと**性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果を公表**するとともに、**継続的にモニタリング**を行うこと

(2)　**当該環境とガバメントクラウドを接続**し、**ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、必要なデータを連携させることを可能とする**こと

○　上記の経費については、各地方公共団体に示した上限額の範囲で、補助率を10/10で措置することとする。

ガバメントクラウドに係る関連文書

- ガバメントクラウドに係る関連文書については今般の状況を整理し、ガバメントクラウドを利用する上で必要となる関係主体間の責任分界の考え方や移行のための手順等を鑑み、随時改訂行う。

ガバメントクラウド先行事業・
早期移行団体検証事業について

令和６年度 早期移行団体検証 検証項目

○ **ガバメントクラウドの本格利用に向けては、技術面や手続面等について更なる検証の積み重ねが重要であることに鑑み、令和６年度においても検証事業を継続する。**

○ 令和６年度における早期移行団体検証においては、ガバクラリフト後における様々な課題検証を深堀する**「深堀」グループ**とガバクラへのリフトそのものを主眼とした**「検証」グループ**、二分した形で検証事業を実施頂く。
※第二回公募以降は「検証」グループのみ公募

【検証グループ】【R6新規団体向け】
ガバメントクラウドへのリフトを行う過程において発生する様々な課題に対する検証を実施する。

＜選択検証項目＞【以下より2項目以上を選択】
- GCAS経由での申請・利用フローの検証
  ※GCAS経由で管理コンソールへアクセスするための二要素認証の検証を含む（必要となるMFAデバイスはデジ庁提供）
- 課金モデルの検証
- 移行期間の短縮・効率的なシステム運用によるコスト検証
- 一部事務組合・広域連合等のガバメントクラウド利用に関する検証
- 都道府県のガバメントクラウド利用に関する検証
- ガバメントクラウド運用管理補助者・ネットワーク運用管理補助者・統合運用管理補助者の間における事務処理及び責任分界等の検証
- リフトシフトの同時移行に係る検証

※ヒアリングやアンケート等による聴取をもって成果を取り纏める見込み

【令和６年度 ガバメントクラウド検証事業の予定】

○ 検証事業公募（第二回）	令和６年５月９日（木）公表
○ 検証参加団体の採択（第二回）	令和６年６月７日（金）締切
○ 令和６年度検証事業	令和６年４月（採択後）～令和７年3月末（予定）
○ 令和６年度検証報告	令和７年３月末～４月初旬（予定）

令和６年度 早期移行団体検証事業 第一回採択団体一覧(1)

○ 令和５年度からの継続団体を含め147団体を採択。（３月25日時点）

公募回次	団体名	都道府県
第一回	函館市	北海道
	旭川市	北海道
	釧路市	北海道
	上砂川町	北海道
	浦臼町	北海道
	猿払村	北海道
	浜頓別町	北海道
	中頓別町	北海道
	豊富町	北海道
	幌延町	北海道
	五所川原市	青森県
	十和田市	青森県
	平内町	青森県
	盛岡市	岩手県
	南相馬市	福島県
	石岡市	茨城県
	龍ケ崎市	茨城県
	常総市	茨城県
	常陸太田市	茨城県
	城里町	茨城県

公募回次	団体名	都道府県
第一回	宇都宮市	栃木県
	真岡市	栃木県
	前橋市	群馬県
	伊勢崎市	群馬県
	富岡市	群馬県
	上野村	群馬県
	神流町	群馬県
	南牧村	群馬県
	川場村	群馬県
	昭和村	群馬県
	みなかみ町	群馬県
	玉村町	群馬県
	さいたま市	埼玉県
	熊谷市	埼玉県
	川口市	埼玉県
	本庄市	埼玉県
	戸田市	埼玉県
	ふじみ野市	埼玉県
	川島町	埼玉県
	美里町	埼玉県

公募回次	団体名	都道府県
第一回	上里町	埼玉県
	千葉市	千葉県
	市川市	千葉県
	船橋市	千葉県
	松戸市	千葉県
	成田市	千葉県
	佐倉市	千葉県
	柏市	千葉県
	市原市	千葉県
	鎌ケ谷市	千葉県
	富津市	千葉県
	印西市	千葉県
	白井市	千葉県
	東庄町	千葉県
	大多喜町	千葉県
	新宿区	東京都
	墨田区	東京都
	品川区	東京都
	目黒区	東京都
	世田谷区	東京都

公募回次	団体名	都道府県
第一回	豊島区	東京都
	北区	東京都
	板橋区	東京都
	練馬区	東京都
	足立区	東京都
	江戸川区	東京都
	武蔵野市	東京都
	昭島市	東京都
	町田市	東京都
	小平市	東京都
	国分寺市	東京都
	狛江市	東京都
	東大和市	東京都
	武蔵村山市	東京都
	稲城市	東京都
	西東京市	東京都
	三宅村	東京都
	横浜市	神奈川県
	川崎市	神奈川県
	横須賀市	神奈川県

次ページへ

令和６年度 早期移行団体検証事業 第一回採択団体一覧(2)

○ 令和５年度からの継続団体を含め147団体を採択。（３月25日時点）

公募回次	団体名	都道府県
第一回	藤沢市	神奈川県
	厚木市	神奈川県
	弥彦村	新潟県
	韮崎市	山梨県
	南アルプス市	山梨県
	長野市	長野県
	松本市	長野県
	須坂市	長野県
	関市	岐阜県
	浜松市	静岡県
	下田市	静岡県
	吉田町	静岡県
	名古屋市	愛知県
	豊橋市	愛知県
	安城市	愛知県
	大治町	愛知県
	東三河広域連合	愛知県
	いなべ市	三重県
	京都市	京都府
	大阪市	大阪府

公募回次	団体名	都道府県
第一回	吹田市	大阪府
	茨木市	大阪府
	八尾市	大阪府
	羽曳野市	大阪府
	東大阪市	大阪府
	神戸市	兵庫県
	姫路市	兵庫県
	尼崎市	兵庫県
	洲本市	兵庫県
	三田市	兵庫県
	たつの市	兵庫県
	奈良市	奈良県
	天理市	奈良県
	和歌山市	和歌山県
	田辺市	和歌山県
	紀の川市	和歌山県
	米子市	鳥取県
	大山町	鳥取県
	日南町	鳥取県
	奥出雲町	島根県

公募回次	団体名	都道府県
第一回	倉敷市	岡山県
	西粟倉村	岡山県
	岩国市	山口県
	周南市	山口県
	徳島市	徳島県
	阿南市	徳島県
	高松市	香川県
	松山市	愛媛県
	宇和島市	愛媛県
	高知市	高知県
	宿毛市	高知県
	四万十市	高知県
	奈半利町	高知県
	北川村	高知県
	馬路村	高知県
	越知町	高知県
	日高村	高知県
	大月町	高知県
	中芸広域連合	高知県
	桂川町	福岡県

公募回次	団体名	都道府県
第一回	筑前町	福岡県
	唐津市	佐賀県
	長崎市	長崎県
	八代市	熊本県
	相良村	熊本県
	球磨村	熊本県
	うるま市	沖縄県

以上

ガバメントクラウド先行事業の調査研究（中間報告追加）（R5.12.20公表時点）

○ 令和4年度下期における投資対効果の評価・検証内容を踏まえ、昨年公表した中間報告の内容を追加更新。
○ 令和4年度における投資対効果のコスト評価は、**令和４年５月時点と令和４年10月～令和５年3月の２つの期間を対象に実施**。本資料は令和４年10月～令和５年3月のコスト評価の分析結果を**中間報告の追加分として報告**するものである。

	令和4年度検証	
	中間報告（R4.9公表）	中間報告（追加報告：R5.12公表）
コスト試算時期	～R4.5	R4.10～R5.1頃
検証目的	課題等の検討に伴う**要件の変更やその見直しによって変化したクラウド構成**を踏まえたコスト試算を行い、**ガバメントクラウドリフト時との差分を可視化**するとともに、**どの要素がどの程度コストに影響を及ぼすか**明らかにする。	**システムの構築等を通じて得られたノウハウ等を踏まえ、クラウド構成を変更することによるコスト**を試算し、**先行事業における費用削減効果を明らか**にする。 また、**構築過程や検証作業を通じたシステム構成見直しによる、計画時※との差分を可視化**する。
検証方法	・Pricing Calculator ・経費ヒアリングシート ・設計変更点記載シート	・Pricing Calculator ・経費ヒアリングシート ・設計変更点記載シート
比較対象	・現行システム継続 ・ガバメントクラウドリフト(計画時※)	・現行システム継続 ・ガバメントクラウドリフト(計画時※) ・ガバメントクラウドリフト(**R5.1時点の机上計算値**)
	R4年9月公表済	今回報告対象（追加報告）

※ 各採択団体で試算した値は、R4年5月時点の要件・設計に基づく机上試算値となります。

ランニングコスト削減額と削減率による分析

○ **データセンタ（単独）の場合、**ガバメントクラウドへリフトすることによる**費用削減効果が高い。**
○ 一方で自治体クラウドの場合は費用削減効果が低い結果となった。理由としては、①**複数団体で共同利用していた環境から1団体又は2団体のみがガバメントクラウドへリフトしたことで費用按分効果が発揮されていない状況となったこと**。②庁舎、ベンダー拠点又は既存データセンターとガバメントクラウドを接続するための**新規回線が必要となり、費用負担増となっていること**の２点が挙げられる。
○ これらの団体は、①**多くの団体と共同でガバメントクラウドへリフトすることで費用按分効果を発揮できること**。②**より多くの業務システムをガバメントクラウドに移行することでシステムが稼働するサイトの集約に繋がり、通信回線数の削減ができること、次期LGWANの活用も考慮すること**で費用削減効果を高められると考えられる。

ランニングコストの削減額と削減率を可視化

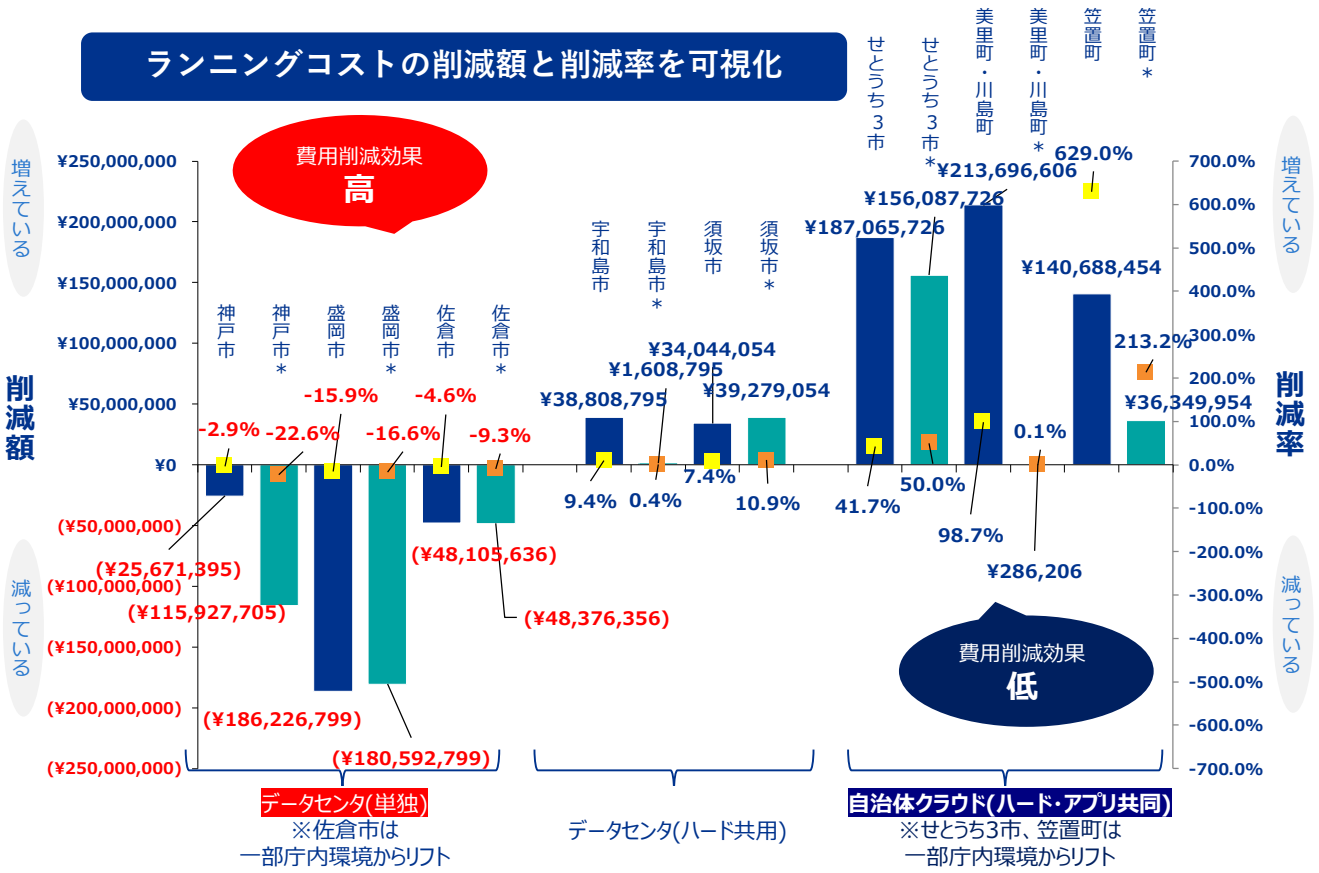

■ 削減額
■ 削減額＊
■ 削減率
■ 削減率＊

削減額＝B-A
削減率＝(B-A)/A×100

A：現行システムを利用した場合の費用
B：ガバメントクラウドへリフトした場合の費用

＊：「複数の地方公共団体で共同利用をする場合に按分効果により除外できる費用」、「ネットワークに関するランニング費用」を比較対象外とした場合

自治体クラウド(ハード・アプリ共同)の考察

✓ 美里町・川島町、笠置町は、少数団体でガバメントクラウドへリフトしたことで按分効果が十分に発揮されていない。今後の利用が進むにつれ、**共同利用の団体が増えることで作業費含めて費用按分効果を発揮することができ、費用削減効果を高められる**と考えられる。

✓ また、**回線の共同利用をする又は次期LGWANを活用する**ことで、通信回線費、回線運用に係る運用作業費を削減でき、費用削減効果を高めることができると考えられる。

先行事業における検証の全体像と今後の展望

○ 令和７年度以降の**ガバメントクラウド本格利用に向けて、**クラウドサービスの費用面や運用面の利点を最大限に活用できるよう、**各種検証を十分行い、地方公共団体に向けて情報提供に努めていく**。

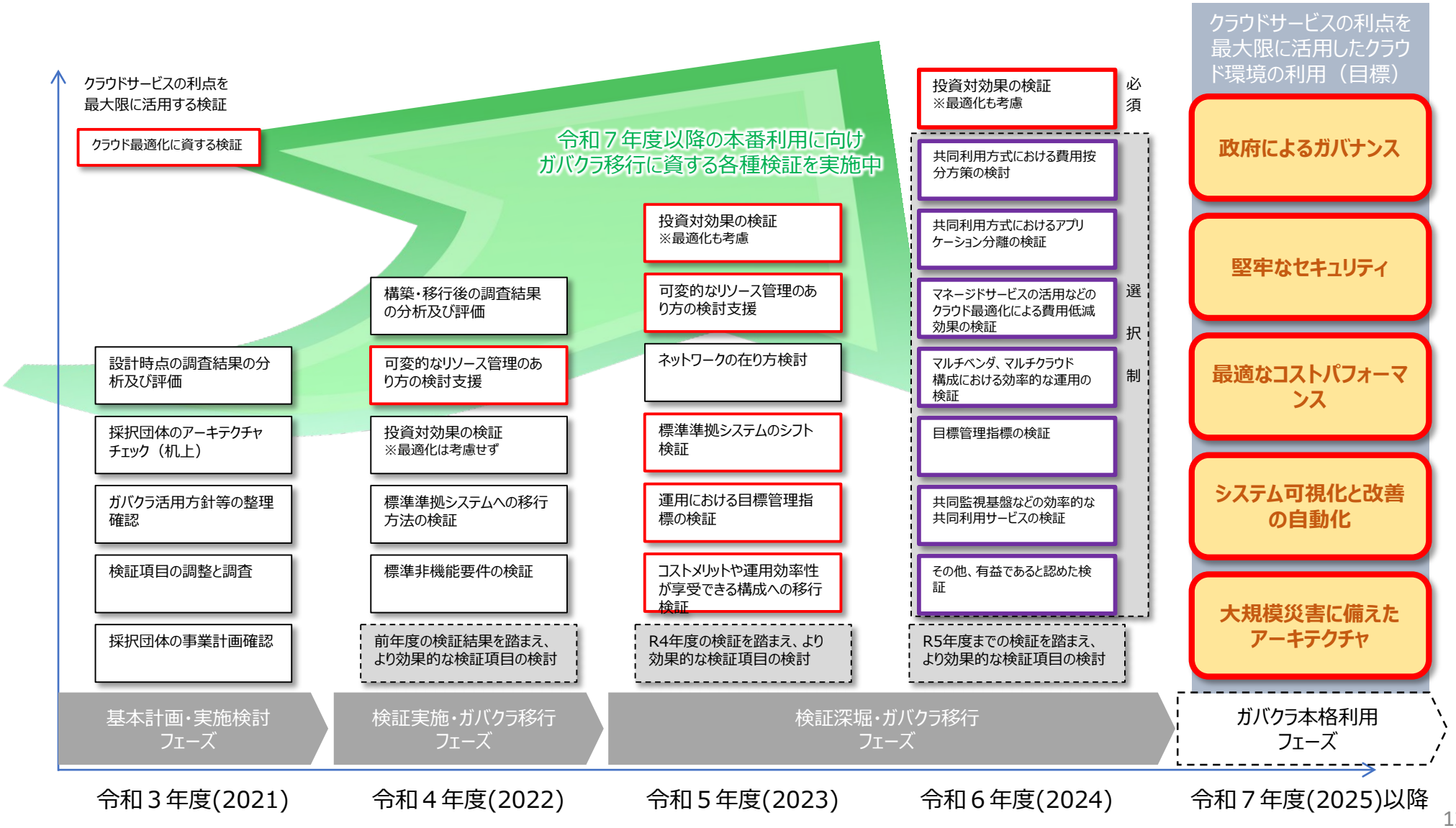

運用経費逓減に向けての施策と今後の展望

○ これまでの調査研究の成果も踏まえ、地方公共団体の基幹システムの運用経費逓減を実現するため、デジタル庁では地方公共団体に向けて、**クラウド利用料の低廉化やコスト最適化への取組、クラウド最適化の推奨などの様々な取組を実施する**。

イニシャルコスト（令和6～7年度）

現状

環境構築や検証作業、データ連携、データ移行等の初期費用は、移行作業の集中等に伴うSE単価の高騰や移行リスクを考慮した工数の過剰計上によって、現状のデジタル基盤改革支援基金では不十分で、自治体負担が発生する可能性がある。

今後の対応

R５年度補正予算で基金を上積み（R５補正5,163億円＋1,825億円＝補正後6,988億円）

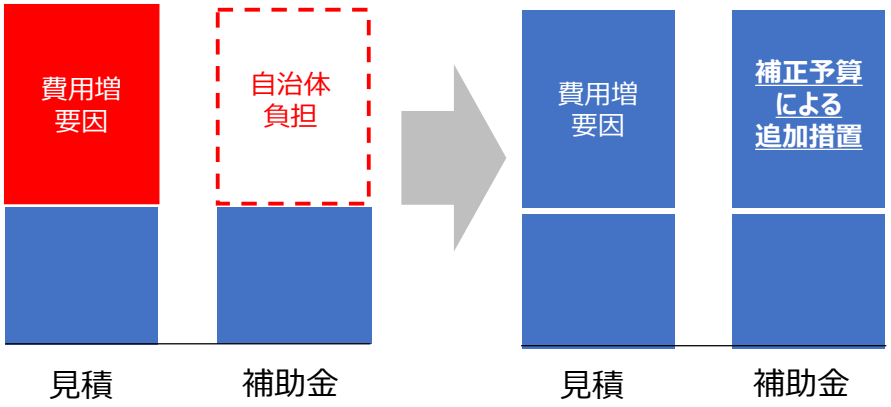

ランニングコスト（令和6～7年度）

現状

システム運用や保守等の運用経費は業務アプリケーションを最適化すること（クラウド最適化）等により費用削減が可能と考えられるが、様々な要因から、移行後すぐに運用経費の削減効果が生まれない可能性がある。

今後の対応

データセンター（共有）や自治体クラウドからの移行により費用削減果が低い団体についても、クラウド利用料の低廉化やクラウド最適化の推奨などを行い現在の運用経費と同程度になるよう、費用削減に取り組む。

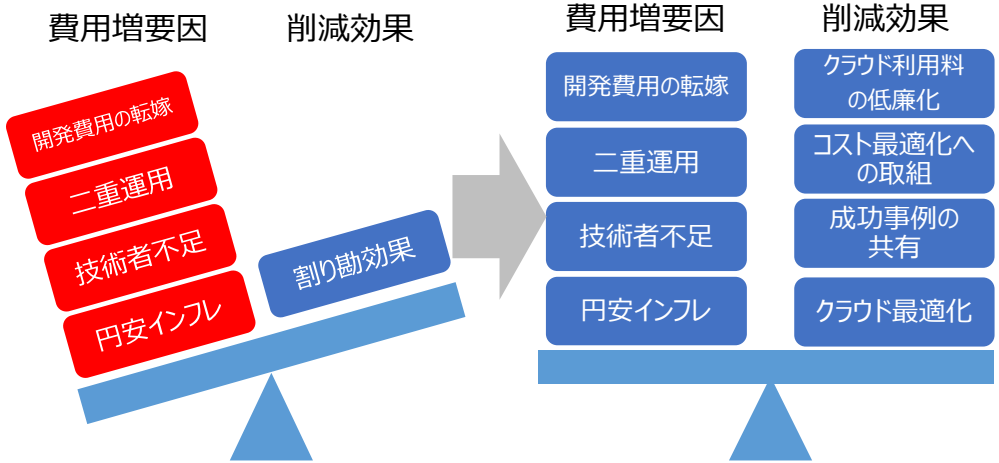

J-LISによるガバメントクラウド運用管理補助者等の候補企業のご紹介

(参考)
J-LIS作成

○ LGCS利用団体の運用管理補助者の選定を支援するため、ガバメントクラウド運用管理補助者・ネットワーク運用管理補助者の候補となる企業をご紹介します。

- LGCS利用団体に対してガバメントクラウド運用管理補助やネットワーク運用管理補助業務を提供する企業（以下「協力企業」という）のリスト※をLGWAN接続団体へ提供を開始しました。
- LGCS利用団体は、企業リストを参考にしてガバメントクラウド運用管理補助やネットワーク運用管理補助業務の委託に必要な見積依頼や問合せができます。
- 希望に応じて、協力企業へ団体の情報をお伝えすることも可能です。（企業側からの積極的な提案が欲しい場合 等）
- 詳細は、５月10日発出の通知文（地情機第3529号）及びLGWANポータルサイトにてご確認ください。

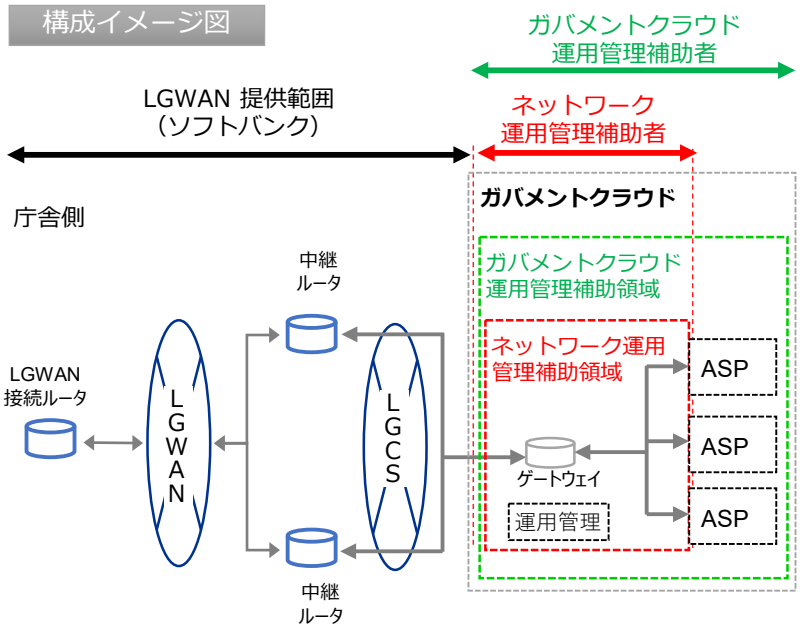

※ LGCSを利用する団体において、企業リストに記載の無い企業を運用管理補助者として選定いただいても問題ありません。（本リストはLGCS利用団体における運用管理補助の委託先事業者を限定するものではありません。）